

労働・助成金情報 特急便

第 22 号 (2013 年 1 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

明けましておめでとうございます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

さて、今月は中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金「業務改善助成金制度」についてご紹介します。「雇用戦略・基本方針 2011」に基づく中小企業に対する支援の取り組みです。

業務改善助成金制度

<目的>

最低賃金引き上げ支援対策費補助金制度（業務改善助成金）は、地域別最低賃金引き上げにより大きな影響を受ける中小企業（地域別最低賃金額が 700 円以下の件に事業場を置くものに限る）の事業主を支援する目的で設けられているものです。

*この制度は 2020 年までのできる限り早い時期に全国最低 800 円の賃金を確保する為、それにより大きな影響を受ける中小企業に対する支援を検討するとして政府、労働会及び経済界の合意を踏まえ、中小企業に対する支援を行うことで政労使が合意した「雇用戦略・基本方針 2011」に基づくものです。

<概要>

地域別最低賃金額が 700 円以下の県（平成 23 年 4 月 1 日現在）に事業場を置く中小事業主が、次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の 2 分の 1 を国の予算の範囲内で助成する制度です。（業務改善助成金の上限は 100 万円、下限は 5 万円です）

- ①最低賃金の引き上げに先行して事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という）を 4 年以内に計画的に時間給または時間換算額（以下「時間給等」という）で 800 円以上に引き上げる賃金計画を策定し、1 年あたりの時間給が 40 円以上となる引上げを実施すること。
- ②労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備、器具の購入、研修等の業務改善（以下「助成事業」という）を実施すること。

<支給対象となる事業主>

次の 1～6 のすべてに該当する事業主です。

1. 「業種」に応じて①「資本金の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

(表1)

業 種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3 億円以下の法人	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下の法人	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下の法人	100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下の法人	50 人以下

2. 事業場内最低賃金が時間給等で 800 円未満の労働者を使用している事業主であること。

3. 「賃金計画」および「業務改善計画」（以下これらを「事業実施計画」と総称する）を策定し、各県労働局長に「中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請」を提出し、交付決定を受けた事業主であること。

4. 事業実施計画に基づき、次の措置を実施した事業主であること。

- (1) 事業場内最低賃金規程の作成
- (2) 賃金改善の実施
- (3) 業務改善の実施

5. 次の(1)～(7)のいずれの場合にも該当しない事業主であること。

- (1) 交付申請日の3月前から交付申請日が属する年度の末日までに、次の行為等を行った場合。
 - ア 解雇を行うこと。ただし、労働基準法第20条に定める「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合」を除きます。
 - イ 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じ、または退職の勧奨を行い労働者がこれに応じたこと。
 - ウ 引上げ対象労働者以外の労働者の賃金を引き下げること。
- (2) 同一年度に、同一の措置内容に対して国または地方公共団体からの他の補助金を受けた場合。
- (3) 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受け、または受けようとしたことにより申請先の労働局長から過去3年以内の助成金の不支給措置がとられている場合。
- (4) 交付申請日の前日から起算して3月前の日から交付申請日のある年度の末日までの間に、労働関係法令の違反により送検されるなど支給することが適切でないものと認められた場合。
- (5) 暴力団関係事業場であると認められた場合。この場合、既に業務改善助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。
- (6) 直近2年間の消費税および地方消費税、法人税、所得税（個人の場合）の未納がある場合。
- (7) 労働保険に加入せず、または加入していても直近2年間の労働保険料の未納がある場合。

6. 上記の2～5に基づく措置などの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

<助成額など>

1. 助成対象となる経費について。

- (1) 業務改善に係る経費
業務改善効果のある物品の購入、リース費、専門家への委託費などが主な対象となります。
- (2) 業務改善と認められない経費の例
通常の事業活動に伴う経費及び準ずる経費は対象となりません。
- (3) 対象となる期間
業務改善に要した費用は、交付決定後に実施したものに限りません。
- (4) 対象となる事業場
当該事業場の業務改善に要した費用のみを対象とし、同一企業であっても他の事業場の業務改善に要した費用は対象となりません。

2. 助成額について。

- (1) 選定額：表2の2欄の対象経費の実支出額に3欄の補助率を乗じて得た額と1欄の基準額（上限額）を比較し、いずれか少ない方の額を選定額とします。また、助成対象経費の下限は10万円とし、その場合の助成額は5万円となります。
- (2) 助成額：上記1の選定額と総事業費からこの事業についての収入額（寄付金を除く）を控除した額とも比較して少ない方の額が助成額となります。

(表2)

1 基準額	2 助成対象経費	3 補助率
100万円	交付要綱第3条第1項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等費、試作・実験費、造作費及び委託費	2分の1

ご不明な点や、詳細についてはお気軽にお問い合わせください。